

令和4年会津美里町議会定例会10月会議

議事日程 第1号

令和4年10月28日（金）午前10時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第4 報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第5 報告第20号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第6 議案第77号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	洪井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） ただいまから令和4年会津美里町議会定例会10月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（横山知世志君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
説明員の報告は、お手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（横山知世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、
8番 小島裕子君
9番 渋井清隆君
の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第18号から報告第20号まで、議案第77号の計4議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和4年会津美里町議会定例会10月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告3件、議案1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第18号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和4年7月21日、郡山市内において公用車で走行中、前方右折待ちをしていた車両に追突し、運転者を負傷させる人身事故が

発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金4万4,766円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第19号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和4年7月21日、郡山市内において公用車で走行中、前方右折待ちをしていた車両に追突する対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金64万7,970円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第20号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和4年8月24日、会津若松市内の駐車場において公用車を発進させる際に、右隣に駐車中の車両に接触する対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金28万8,420円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第77号は、令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,161万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億5,611万3,000円とするものであります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第18号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第3、報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧いただきたいと思います。本件は、令和4年7月21日、郡山市内におきまして公用車で走行中、前方の右折待ちをしていた車両に追突いたしまして、運転者を負傷させる人身事故が発生いたしました。その後、令和4年9月29日、相手方でありK氏と人身事故に係ります賠償金につきまして、4万4,766円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第18号を終了いたします。

○報告第19号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第4、報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページ、併せまして提出案件資料1ページ中段を御覧いただきたいと存じます。この案件につきましては、先ほどの報告第18号と同じ事故でございます。報告第18号につきましては人身事故について、報告第19号につきましては対物事故につきまして、それぞれ相手方が違いますので、分けて上程をさせていただいております。

それでは、内容についてご説明申し上げます。本件は、令和4年7月21日、郡山市内におきまして公用車で走行中、前方の右折待ちをしていた車両に追突する対物事故が発生いたしました。その後、令和4年10月4日、相手方であります株式会社Nと対物事故に係る損害賠償金につきまして、64万7,970円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

6番、長嶺一也議員。

○6番（長嶺一也君） 相手方の損害賠償金が64万と結構な金額になっております。町の公用車は修繕したのか、修繕したのであればその金額は幾らだったのか教えてください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 町の公用車についてでございますが、当然町の公用車についても壊れておりますので、その分については修繕をいたしたところでございます。ただ、修繕金額につきましては、今手元に資料といたしますがございませんので、ちょっとお時間をいただいて、調べさせていただきたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） どのぐらいかかりますか。

○総務課長（金子吉弘君） 5分程度で大丈夫かなというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 5分ほど休憩します。

休 憩 （午前10時10分）

再 開 （午前10時11分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

答弁、総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） 大変失礼いたしました。町の公用車の修繕費につきましては46万163円でした。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 46万ほどかかったということは、町の修繕料で支払ったと思うのですが、つまりこれにつきましては職員が町に損害を与えたというふうな解釈もできると思います。それについて職員に対して求償するというような審査会みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 職員に対する求償でございますが、これにつきましては規定等についてはございません。ただ、貴重な町のいわゆる公金を支出したというふうなことに鑑みまして、まずは改めまして全職員に対しまして安全運転の励行というふうなことでの徹底を周知したところでございます。さらには、出張ですとか現地へ出向くことがあります、その際に、出向く際に安全運行の声かけ並びに車両の目視点検の徹底を指示したところでございます。さらには、年内に外部講師を招きまして、安全運転講習会ということで全職員を対象にしまして開催させていただきまして、安全運転への意識の高揚を図りたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） 私、経験上、県の損害賠償審査会というのをやっております、職員に求償するかどうかの審査をやっていたものですから、町はどうだったのかちょっとお聞きしたくて質問いたしました。

最後に、職員のけがの状況はなかったのかどうか、それだけ確認させてください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 職員につきましては、全くけがはございませんでした。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第19号を終了いたします。

○報告第20号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第5、報告第20号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第20号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページ、併せまして提出案件資料1ページ下段を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和4年8月24日、会津若松市内の駐車場におきまして公用車を発進させる際に、右隣に駐車中の車両に接触する対物事故が発生いたしました。その後、令和4年10月21日、相手方でありますK氏と対物事故に係ります損害賠償金につきまして、28万8,420円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

6番、長嶺一也君。

○6番（長嶺一也君） 事故の発生状況につきまして、もう少し具体的に説明をお願いします。右隣に駐車中の車両に接触する対物事故ということで、状況がよく分からないので、この辺について具体的に説明いただくことと、これも併せて町の公用車の修繕料につきまして教えていただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 答弁、総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） まず、事故の詳細についてでございますが、これにつきまして詳しく申し上げますと、まず駐車中の場所というものは会津若松市の合同庁舎の駐車場でございます。駐車場から止めておいた公用車を発進させる際に、前方にありました障害物に気を取られまして、右隣に駐車している車に気づくのが遅れたといえますか、それを見逃していたというふうなことが原因でございます。これによりまして発進させる際に公用車の右側を擦って、相手方の車両も傷をつけてしまったというふうな内容でございます。

町の公用車につきましては、当然これは修理も済んでおりまして、修繕金額につきましては4万4,330円ございました。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 1点お願いします。先ほどの報告第19号の質疑の中で、職員に対して注意喚起の指導を行った旨の話がありました。この事故発生日日を見ますと、1か月余りしかないのです。

1か月余りでまたこういう事案が発生したということで、これをどのように受け止めているのかなというところが気になるところです。当然1人で行ったのかなというふうに推察しますけれども、2人でしたら、当然、合同庁舎ですから、車は頻繁に出入りするところですし、いつもたくさん駐車されておりまして、私も度々行くことがありますから、見て知っております。そういう際に外で注意喚起しながら、助けをしながら出てくるということも状況によっては必要な場合もあるのだろうというふうに思います。そういうことを考えますと、1か月ぐらいの間にまたこういうことになったということに対してどういうふうに処しているのか、どう認識しているのか伺っておきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのおたがしでございまして、事故に対する受け止め、認識というふうな点でございまして、これにつきましては常々職員のほうには安全運転の励行というふうなことで四季それぞれにありますが交通安全運動期間に合わせて注意喚起を促しているところございまして、そのような中でやはり短期間のうちに事故が2件も起こってしまったということに関しては非常に残念で、さらには私のほうの安全運転管理者としての努力が足りなかったのかなというふうに思っているところございまして。

○議長（横山知世志君） それだけ。もう少し対応について。

○総務課長（金子吉弘君） という受け止めでございますが、こういった事故というものは、先ほど申し上げましたが、決してあってはいけないというふうに思っておりますので、しっかりと対策を講じさせていただきまして、事故根絶のために努力をしまいたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 管理者責任では私はないと思っております。当事者です、言わせてもらえば。1人で出かけていられたのか、2人あるいは複数で行かれたのか、そのことは答弁されておられませんけれども、当然複数であったならば、そういう狭いところに並んで駐車する場所ですから、発進する際はどなたかが外にいて、しっかり安全を確認して出ていくということがやっぱり必須だと思います。そういうことも含めて事故への認識がちょっとどうなのかなというふうな疑問を持つところです。その点についてしっかり認識共有していただかないと、再発のおそれなしとは言えないというふうに思っておりますので、再度の答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたがしでございまして、まず両事故につきましても職員1名ずつでの出張というふうに確認をしているところございまして。それで、当然当該職員につきましては、所属長のほうからしっかりと指導させていただいた後に、私のほうからも今後も集中して出張、公用

車の運転に臨むようにというふうなことをしっかりと申し上げ、反省を促したところでございます。かなり職員も反省いたしておりまして、今後こういった事故を起こさないようにしっかりと対応してまいるというふうなことで確認をしているところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 最後、3度目ですので、確認ですけれども、この事案、18、19、20、全て全職員に対して報告あるいは注意喚起をされたということによろしいですね。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） そのとおりでありまして、全職員に注意喚起、安全運転の励行を徹底をさせたところでございます。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第20号を終了いたします。

○議案第77号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案第77号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第77号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料2ページから5ページ、提出案件参考資料を御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正予算におきましては、原油価格や物価高騰に直面する生活困窮世帯や農業者に対する支援、また中学校における各種大会等出場補助金について補正するものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、事業の概要を提出案件参考資料として添付いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策事業の中で、原油価格、物価高騰分に係る令和4年度の事業につきましては、一覧表を添付させていただきました。

それでは、予算書の表紙を御覧いただきたいと存じます。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,161万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億5,611万3,000円とするものでございます。

それでは、内容について事項別明細書によりご説明いたします。3枚おめくりいただきまして、3

ページを御覧願います。まず、歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金7,798万2,000円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます、電力・ガス食料品等物価高騰重点支援交付金分を追加するものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金1億1,991万2,000円の補正増につきましては、1節の電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金及び給付事務費補助金でございます、電力、ガス、食料品等価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活支援として1世帯当たり5万円の給付金を支給するため、それぞれ記載のとおり給付に関する事業費及び事務費の補助金を計上するものでございます。なお、給付金の対象世帯でございますが、非課税世帯分として2,150件、家計急変世帯分といたしまして50件、合わせて2,200件を見込んでいるところでございます。

次の18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,628万2,000円の補正減につきましては、今回の補正予算における一般財源の余剰額を調整するため減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。4ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億1,991万2,000円の補正増につきましては、歳入の電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費及び事務費補助金でご説明いたしました内容でございます、3節の時間外勤務手当から18節の電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金まで、それぞれ記載のとおり計上するものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費5,960万円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業でありますので、参考資料にてご説明いたします。参考資料の1ページを御覧願います。なお、今回の補正につきましては、本年8月15日に議決をいただきました令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）で計上いたしました肥料高騰緊急対策事業給付金につきまして、給付額を増額するものでございます。

事業名、農業生産力強化支援事業になります。事業の概要でございますが、コロナ禍における原油価格、物価高騰に伴い、肥料費高騰の影響を受けている農業者を支援するため、水稻作付及び水稻からの転作を行っている農業者に対しまして肥料費の一部を助成するため、肥料高騰緊急対策事業給付金を交付するものでございます。

支援の対象といたしましては、営農計画書を提出し、水田に水稻または水稻以外の転換作物を30アール以上作付し、出荷、販売している農業者とするものでございます。

支援の内容でございますが、水田に作付している対象作物の作付面積に応じ給付金を交付するものでございまして、水稻の場合10アール当たり2,000円を増額いたしまして2,500円に、ソバ、大豆の場合10アール当たり500円を増額いたしまして2,000円に、水稻、ソバ、大豆以外の作物の場合10アール当たり1万2,000円を増額いたしまして1万3,500円とするものでございます。

なお、事業期間といたしまして令和4年11月15日から翌年の2月10日まで、事業費といたしましては、8月に補正いたしました事業費と合わせまして7,806万7,000円、肥料高騰緊急対策事業給付金と

して今回5,960万円を増額するものでございます。

次に、補足といたしまして、提出案件参考資料2ページでございます。A3の資料でございますが、御覧いただきたいと存じます。この表は、令和4年度におきます新型コロナウイルス感染症対策事業のうち原油価格、物価高騰対策分の事業概要について一覧表にまとめたものでございます。表でございますが、左から事務事業名、予算科目、事業の内容、予算額計上の時期、事業費の予算額とその財源、事業の対象、所管課について記載をしております。表の右側の事業の対象を御覧いただきたいと存じます。今回、3つの区分に分けさせていただきました。まず、町民支援分、商工業者への支援分、農業者への支援分として、それぞれ支援対象ごとに事業を整理した表でございます。

次に、表の一番下になりますが、事業費で、まず町民支援分といたしまして1億2,276万1,000円、次に商工業者支援分といたしまして1億648万5,000円、次に農業者支援分といたしまして今回の補正を含めまして1億30万円を計上し、合計3億2,954万6,000円となるものでございます。

次に、予算書にお戻りいただきたいと存じます。5ページをお開き願います。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費210万円の補正増につきましては、18節の各種大会等出場補助金でございます。中学校における各種大会等の補助金について、バス経費の増加や県、東北、全国大会への出場が今後見込まれることから、増額の予算措置をするものでございます。

なお、次のページからは人件費の内容でございますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

10番、星次議員。

○10番（星次君） 2点ほどお願いたします。

予算書4ページの1目の社会福祉総務費の12節の委託料でございますが、封入封緘業務委託料、それから受付、入力等業務委託料、この委託料についてはどこに、町内なのか町外なのか、その辺、町内だったら雇用の確保というのを見込めると思うのですが、どこに委託するのか詳しく教えていただきたいと思っております。

それと、参考資料の1ページの農業生産力強化支援事業の中の支援の内容でございます、3番の。水稻、ソバ、大豆以外の作物というのはどんな作物なのか、できれば一覧表というか、こういう作物なのだよというのを提示してもらえれば分かるのですが、それ以外というのは何なのか、作物なのか、金額も大きいものですから、教えていただきたいというふうに、2点よろしくお願いたします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどのご質問の給付金の委託事業について、委託先ということでございますが、現在そちらについては検討中でございます。ただ、町内の事業所でできるというところがあればそれは可能だと思いますが、今までのところ実績というのは特にないものでございます。

から、再度そちらについては確認をさせていただいて、可能かどうかということは検討させていただきます。

○議長（横山知世志君） 10番、星議員。

○10番（星 次君） ただいま町内の事業者は実績がないということでお話ありましたが、具体的に、これ封筒の扱いだと思うのですが、もう少し作業的な部分、それから過去に、では町内になかったら、町外のどんな業種、業者にやったのか、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、今までの実績という部分で申し上げさせていただきます。封入封緘の業務につきましては、申請関係の書類とかシステム、今回システム改修という業務がございます。その中で、併せて必要な帳票類を印刷、出力していただいて、そこで一括して封入封緘までを委託するというところを行ってまいりました。あと受付業務、あと入力業務につきましては、やはり専門業者ということで、システムの入力等もございますので、町外の専門的な業者のほうに依頼をしてきたという実績がございます。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） そうすると、このシステム改修委託に関連して、封入封緘、それから受付、入力、これも一括して同じ業者に委託というふうを考えてよろしいのですか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 封入封緘及びシステム改修委託については、一括してということは今まで行っていた経過がございます。ケースによりますけれども。受付、入力業務等については、やはり入力専門の業者、人材派遣的なものもございますので、そういった専門業者のほうに委託をするという形で対応していたところでございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） お答えいたします。

該当する対象作物としましては、野菜、花卉、果樹、飼料作物などの転作の作物で、ソバ、大豆以外の作物が対象となります。

○議長（横山知世志君） 10番、星次君。

○10番（星 次君） 今大まかに野菜、果樹、それとあれですが、細部にわたっての細かいこういう作物だというような部分、紙は持っているのかどうか、その辺確認したいのですが。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） この対象作物につきましては、今ほども申し上げましたが、ソバ、大豆以外の転作作物についてはこちらのほう、町の1万2,000円のほうに該当するというふうを考えていただいて結構です。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） これ水稲もそうですが、今事業開始が11月15日からとなるのですが、対象作物を該当させる期日というか、そこも分からないので、教えていただきたいと思います。遡って該当することできるのか、それともこの開始日からなのか、その辺教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） この助成につきましては、令和4年度の春肥の助成ということになってございます。当然、春肥の助成ですので、転作確認等も行っておりますし、水稲については当然出荷の証明とかもございまして、こちら転作作物についても出荷の証明などによりまして、あと転作確認も行っているなどありますので、実態は把握しておりますので、そういったところでの申請になるということでございます。

○議長（横山知世志君） 2番、大竹惣議員。

○2番（大竹 惣君） 私のほうからは、農業生産力強化支援事業について伺います。

これ支援対象者が営農計画書を提出、そして30アール以上の作付、そして出荷、販売している農業者とありますが、これは認定農業者だけではないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 対象者につきましては、水田に水稲または水稲以外の転換作物を30アール以上作付し、出荷、販売している農業者の方全てが対象になりますので、認定農業者に限るものではございません。

○議長（横山知世志君） 2番。

○2番（大竹 惣君） これは、もちろん県のほうで出てきた支援対象者もこのような形だったということでもよろしいのかということと、あとこの営農計画書というものはどのようなものまで該当するのか、例えばJAに提出しているような出荷計画のようなものでもよいのか、それとも認定を受ける際に提出しなくてはならない営農改善計画書といいますか、そういうものが必要なのか、その辺のことを伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの質問ですが、まず内容としましては県に準じたような仕組みとなっております。8月の会議で説明した中身と助成内容とかは、そういったものは全く同じでございます。それとあと、申請書類のことになると思うのですが、申請書類に必要なものは交付申請書と出荷、販売が確認できる書類の写しということになります。あと、実際には作付計画書につきましては報告書というのが必要になるのですが、それは交付申請書を郵送する際にこちらから同封しますので、それを出していただければそれで申請できるといったようなことになります。

○議長（横山知世志君） 2番、大竹議員。

○2番（大竹 惣君） それでは、今まで営農計画書というものをあえて作っていなかった農家の場合でも、これから役場から提出する計画書みたいなものをちゃんと確認して、書いていただければ該

当になるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 申請書類、作付計画書があれば、それがなくても該当になると考えていただいて結構です。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 1点だけ教えてください。

案件資料の3ページ、総合福祉支援事業の一番末尾、家計急変世帯というふうに出ております、50件。これはどういう世帯を言っているのか、どういうふうに把握しているのか教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 家計急変世帯とはどういう世帯かというご質問です。まず、簡単にこの対象者の分類を説明させていただきます。非課税世帯につきましては、町民税非課税世帯と、家族全員、世帯員全員が非課税であること。この方につきましては、事前に非課税であるという情報を得て、プッシュ式と俗に言われております、あなたは非課税世帯であるから、確認をしてくださいという通知が行きます。家計急変世帯につきましては、その家族状況、収入が一定期間、1月から該当期間までの間に非課税世帯並みに収入が落ち込んだという世帯、それは家族1人ではなくて、家族全員がということになります。それを申告をしていただくと。それ確定申告とかそういう形ではなくて、簡易申告という形で申告をしていただくと。それをもって12倍して年間の非課税世帯同等の世帯であるという確認を取って、交付を該当するかしないかを判断するというのが家計急変世帯という方になります。

以上であります。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） ちょっと分からないのが、申告が必要だということですよ。これはどういうふうな周知を図るわけですか。町のほうで心当たり想定して案内するということは考えにくいですし、町の広報等でやるのか、どんなふうな周知で申告を喚起するという考え方なのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） どういうふうに周知するのかという点につきましては、町広報紙、あとホームページ等を活用しまして、対象となられると思われる方について申請をしていただく、その際に併せて簡易申告をしていただくという流れで考えております。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） そうしますと、なかなか対象者になるかならないかは、ある程度自己判断で町に相談しなければならないということは当然出てきますよね。そう考えると、うっかり申請もしないで期限を過ぎてしまったということは当然出てくるおそれありますよね。その辺の懸念とか救済策みたいなものは考えておられるのでしょうか。今周知のほうとして広報紙、それからホームページ等

と言いましたけれども、ホームページ、ホームページとよく言われますけれども、ホームページ見ていろいろ行政を知り得る方々がどれだけいるのかということもまだ十分ではないというふうに思っているものですから、それを主な周知手段としてよく述べることにはちょっと違和感があるのですけれども、それはそれとして、肝腎なのは広報紙ですよ。それも広報紙も月1度しか出ません。その辺のところはどのようなフォローといいますか、充実策を考えているか、最後に伺っておきたいと思えます。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、広報紙についての内容ですけれども、10万円を給付したときに非課税世帯の収入見込額という表をつけさせていただいております。1人世帯だったらおおむね幾ら、2人世帯だったら幾らという形で参考という形で資料をつけさせていただいております。同じような形でこの世帯であれば幾らぐらいであれば該当しますよという形のものを出させていただいておりますので、そちらを参考にさせていただくという形を考えております。昨年度行った10万円とほぼ内容的には同じですので、対象者も同じというふうに考えております。広報について、町の広報紙はもとより、町で行える広報の方法については検討したいと考えております。放送という形の部分については流れてしまいますので、やり方については今後検討させていただきます。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺一也議員。

○6番（長嶺一也君） 私は、参考資料の1ページ、農業生産力強化支援事業の3、支援内容について質問させていただきます。

本日、新聞報道で会津坂下町の支援が水稲10アール当たり1,000円というような議会決議の内容が報じられておまして、町で2,000円ということで手厚い支援だと思えます。この単価設定の根拠について教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 単価設定の根拠につきましては、10アール当たりの肥料費というのを県からデータをいただきました。例えば水稲であれば10アール当たり1万1,000円といったような数字いただいているのですが、そういったものと、あと上昇率を55%ということで、今年に入ってからの上昇率55%ということでもいただきまして、そうしますと約6,000円ぐらいになるのですが、その上昇率の3分の1、県ももともと、県の場合は令和3年1月から令和4年1月までの上昇率ということで3分の1ということをやっていたものですから、町はその以降、県以降の上昇率を55%と決めまして、それで水稲につきましては2,000円といったような額を算出しております。あと、ソバ、大豆、その他の作物につきましても、同じような上昇率と10アール当たりの肥料費等を勘案しまして、支援額の単価を算出してございます。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和4年会津美里町議会定例会10月会議を散会いたします。

散 会 （午前10時55分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 横 山 知 世 志

議 員 小 島 裕 子

議 員 洪 井 清 隆